

未来会議WG3:医療情報に関する法制度研究の活動について

【課題】

国が推進する医療・介護DXの実現に向けた課題として、

- 現在の医療制度が、医療DXの推進に適したものになっておらず、データ活用に関して国民・医療機関含めた理解が得られていない。

⇒**オンライン診療の拡大や医療情報の利活用を通じた医療DXの推進に向けて、医師法、医療法、薬機法等の医療制度体系を見直す必要がある（基本方針の明示）**

- 特に、以下2点への対応が不可欠である

- 医療情報が十分に活用できていない

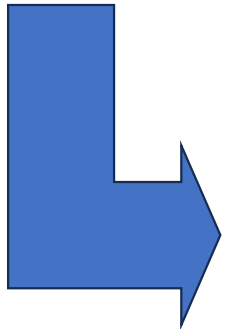
⇒**個人情報保護法等の適用により、情報「提供時」の「本人同意」の前提や「匿名化」が、医療情報の特性に合致しない**

- 医療機関にとって、医療情報利活用に協力するメリットが少ない

⇒**「匿名化」や同意取得など、医療機関の負担感が大きく、一方でインセンティブもないため、結果的に協力する医療機関が極めて少ない。一般医療機関は個人情報法の学術機関例外の対象になっていないこともその一因。**

目指すべき方向性

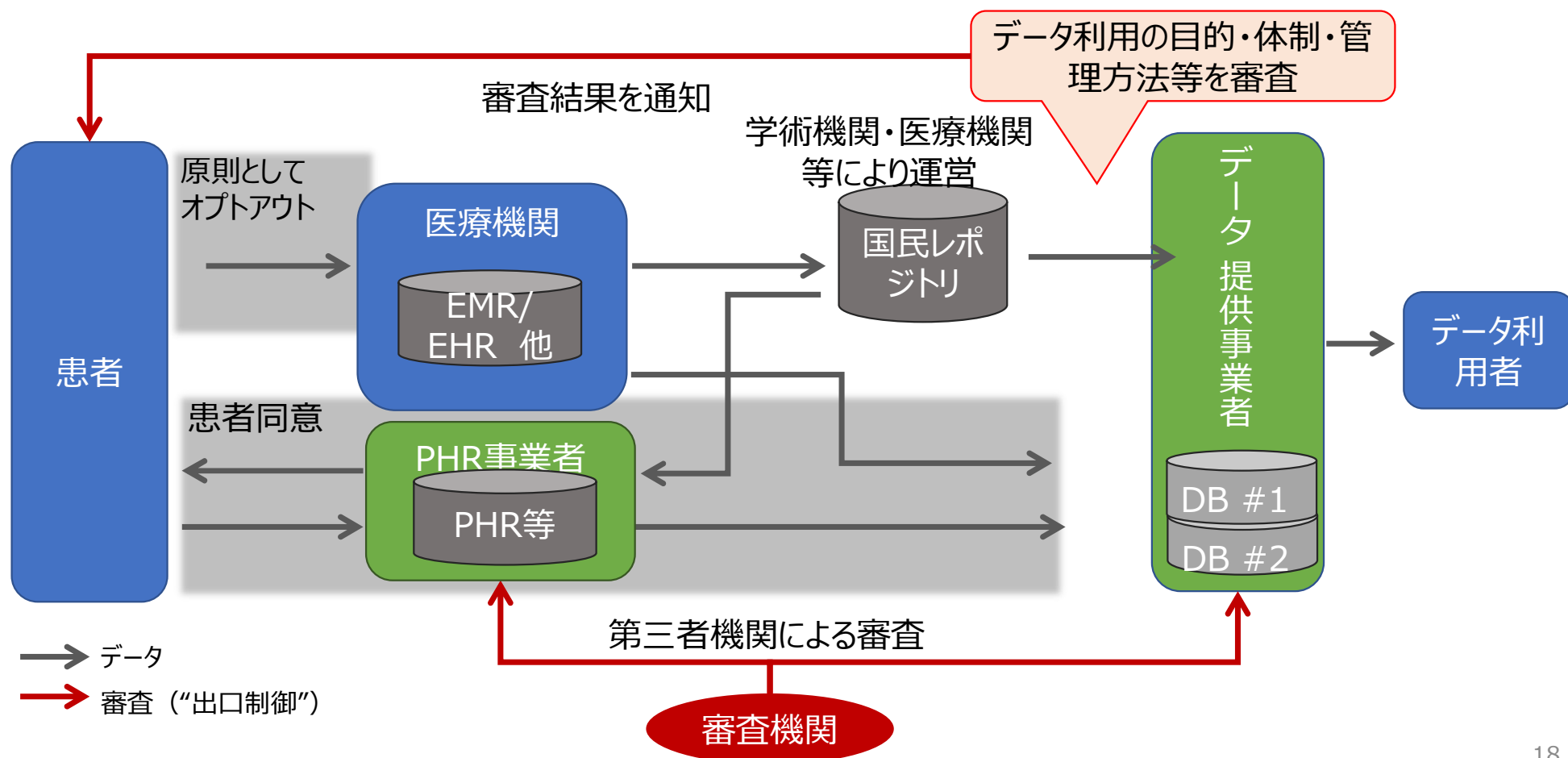
- 情報利用の適正性を確実・明確にする情報利活用のスキームと手続規制を客観ルールとして整備
- 一般医療機関にも学術機関例外を適用することなど、医療機関の負担を軽減する諸施策の導入
- データポータビリティの確保に向けた情報基盤の確立
- 官民を含むデータ連携の推進



現状の法制度は個別に分散しており、一貫性のある法整備が求められます。そのため、多数の個別法を体系的に統合し、全体像を構築することが肝要です。

“出口制御”に基づく本人保護の仕組み案

集約されたデータへのアクセス制御による適正使用の推進



WG3 マイルストーン案

